

児童手当 氏名 等変更届 住所

提出年月日
令和 . .

(宛先) 上越市長

受給者	承諾	上越市児童手当担当職員が審査のため、私及び私の配偶者の課税台帳及び年金情報について、マイナンバーを利用した情報システムにより閲覧することを承諾し、下記のとおり変更届を提出します。				
	変更前	氏名	生年月日	. .	電話	
		住所		職業	ア. 被用者 ウ. 被用者等でない者 イ. 公務員（勤務先： ）	
	公的年金の種別	ア. 厚生年金保険（※） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 イ. 国民年金 ウ. その他（ ） （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済 （ ）地方公務員等共済				
変更後	氏名	口座名義 名義カナ 変更日	氏名変更により口座名義も変更される方は記入 変更済・変更予定			
	住所	職業	ア. 被用者 ウ. 被用者等でない者 イ. 公務員（勤務先： ）			
	公的年金の種別	ア. 厚生年金保険（※） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 イ. 国民年金 ウ. その他（ ） （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済 （ ）地方公務員等共済				
変更年月日	令和 . .					

配偶者、児童全員の変更事項が受給者と同じであるか 同じ（以下記入不要） . 異なる（以下要記入）

配偶者	変更前	氏名	生年月日	. .	電話	
	住所					
	変更後	氏名				
	住所					
配偶者のマイナンバー（個人番号） 配偶者の住所※が市外の場合のみ記入 ※提出日が1月～5月：前年1月1日の住所、提出日が6月～12月：本年1月1日の住所						
変更年月日	令和 . .					

児童	変更前	氏名	生年月日	. .	
		住所			
	変更後	氏名			
		住所			
	変更年月日	令和 . .			
	変更前	氏名	生年月日	. .	
住所					
変更後	氏名				
	住所				
変更年月日	令和 . .				
変更前	氏名	生年月日	. .		
	住所				
変更後	氏名				
	住所				
変更年月日	令和 . .				

※受付
※受付確認年月日
令和 . .

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎ 太枠外の※印の欄は、記入しないでください。
◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
◎ 記載された個人情報、児童手当、子ども医療費助成に関する業務以外には使用しません。

(裏面)

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。